# 物品供給等契約案件における随意契約結果について(特名随意契約) 11月分

No.	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<u>随意契約理由</u> <u>(随意契約理由番号)</u>	WTO
1	大阪市水道局情報システム統合基盤・庁内情報ネットワーク等サーバ機器等 長期借入(再リース)	賃借	NECキャピタルソリュー ション株式会社	¥732,072,000		地方公共団体の物品等又は特 定役務の調達手続の特例を定 める政令第11条第1項第2号	G7	0

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大阪市水道局情報システム統合基盤・庁内情報ネットワーク等サーバ機器等 長期借入 再リース

## 2 契約の相手方

NECキャピタルソリューションズ株式会社

### 3 随意契約理由

本案件は、当局の情報システム統合基盤・庁内情報ネットワーク(以下「統合基盤等」という。)の構成機器等(サーバ等)について再リースを行うものです。

現在、上記業者と契約中である「大阪市水道局情報システム統合基盤・庁内情報ネットワーク等サーバ機器等 長期借入」の契約期限が令和6年1月31日ですが、令和2年度発注の「統合基盤最適化に関する支援業務委託」が入札不調となり、現統合基盤の運用を2年間延長することとなったため、本サーバ等の再リースが必要となりました。

本統合基盤等は水道局における大部分のシステムに関与しており、運用を途切れさせることのできないものです。

現在設置している本サーバ等は、動作上不具合等の故障もなく、現行契約の借入期間終了後も継続して使用可能であることを確認しております。また、水道局の取り扱っているシステムと密接な連携関係が安定的に構築されている中で、複雑な各種設定を改めて行い、構築再設計やサーバ等移行を実施することはシステム運用上リスクが高くなり業務に支障をきたすこととなります。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、統合基盤等に障害が発生した場合、その原因が統合基盤等固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせる事が出来ない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは、NECキャピタルソリューションズ株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

#### 4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第 1項第2号

#### 5 担当部署

水道局総務部デジタル推進課(電話番号06-6616-5411)